

令和5・6年度 簡易な建設工事の入札参加資格申請要領

市が発注する建設工事の入札に参加するには、国土交通省大臣又は県知事の許可が必要ですが、130万円未満の小規模で簡易な工事に限り、参加登録をされれば建設業の許可がない方でも入札に参加することができます。

入札に参加を希望される方は、次の要領により申請書を提出してください。

なお、申請書の内容の一部については、情報公開制度の開示対象となりますので、あらかじめご了承ください。

1 留意事項

証明書（印鑑証明書、納税証明書、登記事項証明書、代表者身元証明書）の発行日について、令和4年11月1日以降に発行されたものを提出してください。

2 受付対象 市内業者

※ 市内業者の定義は、一般の建設工事等に準じます。

〈一般の建設工事における市内業者の定義〉

※ 市内業者とは、以下のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 常時契約を締結する事務所として出水市内に本社又は本店（以下「本店等」という。）を有し、かつ、営業所の実態が確認できる者
- (2) 常時契約を締結する事務所として出水市内に支社、支店、事業本部又は営業所（以下「支店等」という。）を有し、かつ、営業の実態が確認できる者
- (3) 本市区域内に過去に本店等を置き、現在において鹿児島県内に主たる許可営業所を有し、かつ、本市に許可営業所を置く者で、営業の実態が確認できる者

※ 上記に規定する「常時契約を締結する事務所」とは、請負契約等の見積り、入札、契約締結及び履行等、契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。

3 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 法令の規定により営業に関し、許可、認可及び登録等を受けていることを必要とされている場合には、これを受けている者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団

イ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は関与している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するためにこれらを利用している法人等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

4 受付期間

令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）まで
（ただし、閉庁日を除く。）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

※ 受付期間満了後の受付はいたしません。

5 申請書等の入手方法

市ホームページからダウンロード（印刷）するか、本庁契約検査課、高尾野支所総合市民課及び野田支所総合市民課で配布します。

6 申請書等の提出方法

本庁契約検査課へ直接持参又は郵送等で送付してください。

ただし、郵送等の場合は令和5年1月31日（火）午後5時15分までに契約検査課に必着とします。

郵送等による提出で、受付証が必要な場合は、返信用ハガキを同封してください。

7 提出先及び問い合わせ先

出水市 政策経営部 契約検査課 契約係

〒899-0292

出水市緑町1番3号

電話 0996-63-2111（内線4711・4713）

8 入札参加資格の有効期間

資格審査に合格した者の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

9 提出書類

(1) 提出書類は別紙のとおりです。

(2) A4紙ファイル（縦置き・色指定なし）の表紙・背表紙に「令和5・6年度 入札参加資格申請書」、「商号」、「電話番号」及び「FAX番号」を記入のうえ、別表番号順に綴じて提出してください。※詳しくは別添提出用フラットファイルイメージを御確認ください。

【提出書類】

番号	提出書類	様式	備考
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式1	指定様式で作成すること。
2	工事種類別完成工事高一覧	様式2	指定様式で作成すること。
3	工事経歴書	様式3	指定様式で作成すること。
4	技術者資格等の名称及び住所一覧	様式4	指定様式で作成すること。
5	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し		R4.11.1以降 に発行されたもの （※個人の場合は、事業主の身元証明書）
6	営業の沿革	様式5	指定様式で作成すること。
7	使用印鑑届	様式6	指定様式で作成すること。
8	印鑑証明書（写し可）		R4.11.1以降 に発行されたもの
9	建設業退職金共済事業加入・履行証明書 （写し可）		未加入の場合は申立書を提出すること。
10	納税証明書（写し可）		（未納がない旨の証明書） ○法人の場合に提出するもの 市税 法人市民税、固定資産税、軽自動車税、 市県民税特別徴収分 県税 法人事業税、自動車税 国税 法人税、消費税及び地方消費税[様式その3の3] ○個人の場合に提出するもの 市税 市県民税、固定資産税、軽自動車税、 国民健康保険税 県税 個人事業税、自動車税 国税 所得税、消費税及び地方消費税[様式その3の2] （注1）電子納税証明書は不可 （注2） R4.11.1以降 に発行されたもの
11	誓約書 自己及び自社の役員等の名簿		指定様式で作成すること。

《留意事項》

上記に定めるもののほか、必要に応じ別途提出書類を求めることがあります。